

新たな避難指示区域での復旧・復興作業の放射線障害防止対策

除染電離則改正の趣旨

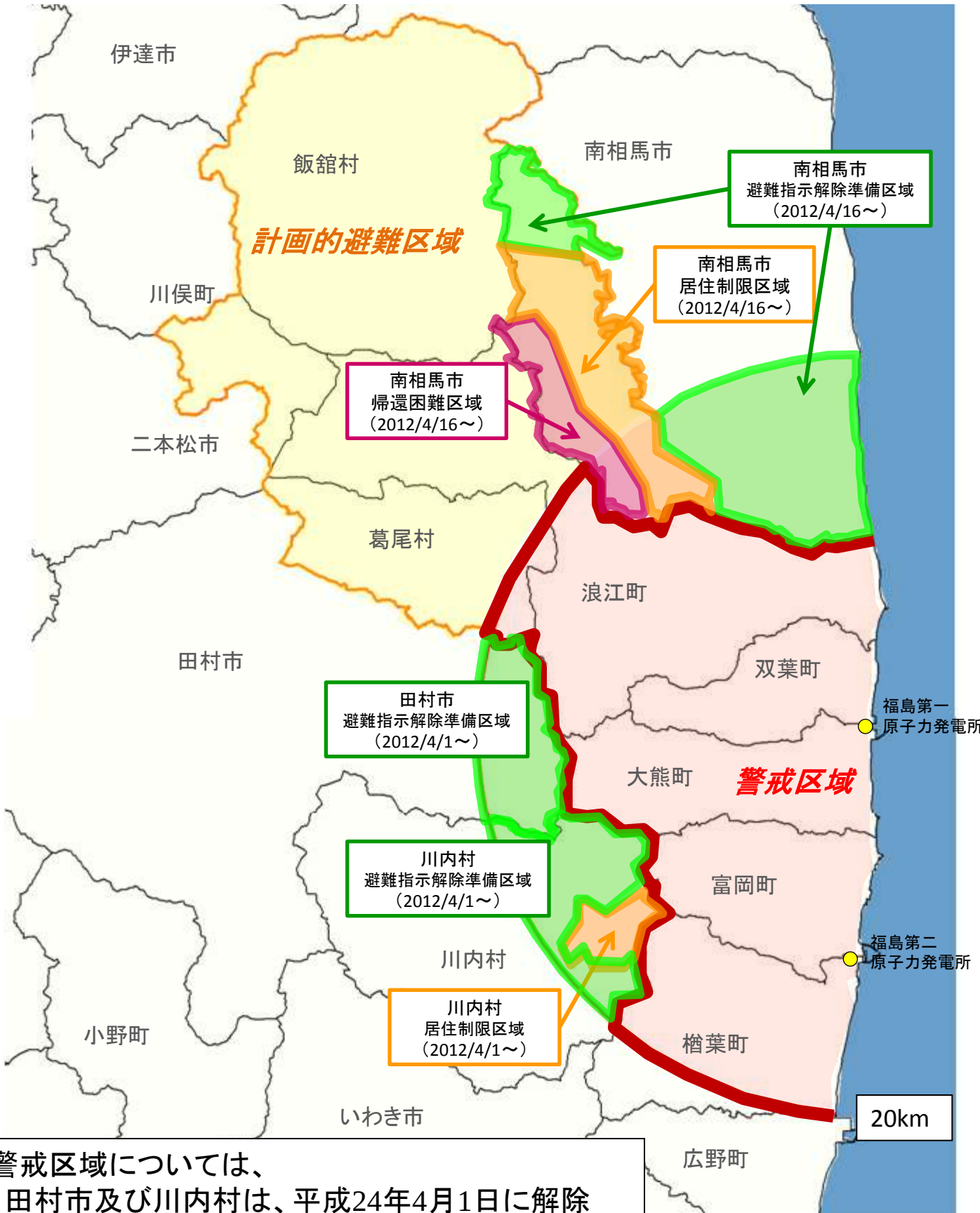
- 原子力災害対策本部と復興庁は、4月1日から、東電福島第一原発周辺の避難指示区域（警戒区域と計画的避難区域）を①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の3区分に改め始めた（添付の警戒区域と避難指示区域の概念図参照）。

表. 避難区域と除染関係法令の地域分け

避難指示区域	新たな避難指示区域	放射性物質汚染対処特措法上の地域	除染電離則上の地域
警戒区域 計画的避難区域	帰還困難区域	除染特別地域	除染特別地域等
	居住制限区域		
	避難指示解除準備区域		
—		汚染状況重点調査地域	

- このうち、「避難指示解除準備区域」については、①除染等業務以外の生活基盤の復旧、②製造業等の事業再開、③病院、福祉施設等の再開準備、④営農・営林の再開、⑤付随する運輸作業等が可能になる。
 - 今年1月1日に施行された「除染電離則」は、除染等業務（土壌の除染等の業務と廃棄物等の収集・運搬・保管）のみを適用の対象としているため、上記作業には適用が困難で、同規則等の改正が必要。
 - このため、除染作業の際の専門家検討会を改組し、避難指示区域内での労働者の放射線障害防止対策のあり方について検討を再開し、検討会第二次報告書を4月27日に取りまとめた。
 - 報告書を踏まえ、除染電離則を改正するとともに、関係法令等を一体的にわかりやすくまとめたガイドラインの制定・改正を行った。
- ※ 改正では「特定汚染土壌等取扱業務（セシウムの濃度が1万Bq/kgを超える土壌等を取り扱う業務）」と「特定線量下業務（平均空間線量率が2.5 μ Sv/hを超える地域における業務（除染等業務を除く））」を新たに定める。
- ※ 想定される業務：特定汚染土壌等取扱業務：上記①と④の業務
特定線量下業務：②、③と⑤（実際には、屋内作業で2.5 μ Sv/hを超えることはほとんどない見込み。）

(平成24年4月1日以降)



警戒区域については、
・田村市及び川内村は、平成24年4月1日に解除
・南相馬市は、平成24年4月16日に解除

避難区域の見直し等に伴う復旧復興作業での被ばく線量管理等

＜基本原則＞

- ① 事業者は、放射線を受けることをできるだけ少なくするように努める。
- ② 特定汚染土壌等取扱業務、特定線量下業務を実施する際には、業務従事者の被ばく低減を優先し、あらかじめ、作業場所での除染等が実施されるよう努める。

作業場所での空間線量
($\mu\text{Sv/h}$)

2.5 $\mu\text{Sv/h}$
(週40時間、52週で、5mSv/年相当。
電離則の管理区域相当)

●線量管理

- ① 個人線量計による外部被ばく測定
- ### ●被ばく低減措置
- ① 空間線量率の事前・継続的な測定
 - ② 異常時の医師による診察
- ### ●教育
- ① 労働者に対する特別教育(学科)
- ### ●健康管理措置
- ① 一般健診(年1回)

●線量管理等不要

※ 農業従事者等自営業者、個人事業者については、線量管理等を実施することが困難であることから、この範囲内とすることが望ましい。なお、ボランティアについては年1mSvを十分に下回ること。

※ 製造業、商業、営農等を行う事業者は、あらかじめ、作業場所周辺の除染作業を実施し、原則として、線量管理を行う必要がない空間線量率(2.5 $\mu\text{Sv/h}$ 以下)のもとで作業に就かせることが求められる。

●線量管理

- ① 個人線量計での外部被ばく測定(A)
 - ② 汚染土壌等の放射性物質濃度、粉じん濃度に応じた内部被ばく測定
- ### ●被ばく低減措置
- ① 作業計画、作業指揮者
 - ② 作業届
- ### ●健康管理措置
- ① 特殊健診(年2回)
 - ② 一般健診(年2回)

＜共通事項＞

●被ばく低減措置

- ① 事前調査等
- ② 異常時の医師による診察

●汚染拡大、内部被ばく防止

- ① 収集等の容器の使用
- ② 汚染検査
- ③ 作業に応じたマスク、保護衣の使用

●教育

- ① 作業指揮者教育
- ② 労働者への特別教育

除染特別地域等
(除染特別地域・汚染状況重点調査地域)

特定汚染土壌等取扱業務
(1万Bq/kg超の汚染土壌等を取扱う業務)

特定線量下業務
(2.5 $\mu\text{Sv/h}$ 超の場所での作業を行う業務。特定汚染土壌等取扱業務を除く。)

(注1)実効線量は、事業者の管理下で被ばくしたものに限り(職業性被ばく)

(注2)被ばく限度は、ICRPの職業被ばく限度(年50mSv、5年100mSv)を適用。(A)と(B)を合算して管理。)

0.23 $\mu\text{Sv/h}$
(24時間換算で、年1mSv)

1万Bq/kg
(放射性物質として取り扱う下限値)

取り扱う汚染土壌等の放射性物質の濃度(Bq/kg)

改正除染電離則の概要

避難指示区域の見直しに伴い、除染電離則で定める除染等業務に特定汚染土壌等取扱業務を追加して除染等業務の範囲を広げ、また特定線量下業務に従事する労働者の被ばくを低減するため、事業者が講ずべき必要な措置を定める。

1. 被ばく低減のための措置

(被ばく限度)

- 労働者が受ける実効線量は5年間で100mSv、かつ、1年間で50mSvを超えてはならない。
※ 妊娠する可能性のある女性については、3か月で5mSvを超えてはならない。

(線量の測定)

- $2.5\mu\text{Sv/時}$ （週40時間、52週で年5mSv相当）を超える区域※1では、外部被ばくの線量を個人線量計で測定しなければならない。
- $2.5\mu\text{Sv/時}$ 以下の区域では、簡易な方法の測定可（特定汚染土壌等取扱業務のうち、生活基盤の復旧等、事業の性質上、 $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超える場で作業に就くことが見込まれる場合に限る。）。
※ 概ね、計画的避難区域、警戒区域内になる見込み。
- ◎ $2.5\mu\text{Sv/時}$ を超える場で、高濃度粉じん※1の中で、高濃度汚染土壌等を取り扱う作業※2に従事する者については、3か月につき1回内部被ばくの測定を行わなければならない。それ以外の者については、スクリーニングを実施し、スクリーニング基準を超えた場合には、内部被ばくの測定を行わなければならない。
※1 セシウムを含む粉じん濃度が 10mg/m^3 を超えるもの
※2 セシウムの濃度が 50万Bq/kg を超える汚染土壌等を取り扱う作業

(線量の測定結果の記録、保存等)

- 測定した労働者の線量を、記録し、30年間保存するとともに、労働者に通知しなければならない。
（5年間保存の後、または当該労働者が離職するときは、指定機関への引渡し可）

(事前調査、作業計画、作業指揮者、作業の届出)

- 作業開始前及び作業を行っている間2週につき1度平均空間線量率を調査しなければならない。
- 作業開始前及び作業を行っている間2週につき1度セシウムの濃度等を調査しなければならない
- ◎ $2.5\mu\text{Sv/時}$ を超える場で作業を行う場合は、作業前に作業届を労働基準監督署に提出し、作業計画を定め、作業指揮者に作業を指揮させなければならない。

- 特定汚染土壌等取扱業務と特定線量下業務に適用
- 特定汚染土壌等取扱業務のみ適用
- ◎ $2.5\mu\text{Sv/時}$ を超える特定汚染土壌等取扱業務のみ適用

- 特定汚染土壌等取扱業務と特定線量下業務に適用
- 特定汚染土壌等取扱業務のみ適用
- ◎2.5 μ Sv/時を超える特定汚染土壌等取扱業務のみ適用

(診察等)

- 被ばく限度を超えて被ばくした場合などは、速やかに医師の診察等を受けさせるとともに、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

2. 汚染拡大の防止

(除去土壌等の保管等の場合の汚染防止措置)

- 特定汚染土壌等取扱業務で発生した除去土壌等を収集、運搬、保管する場合には、一定の要件を備えた容器※を用い、立入禁止等の措置を講じなければならない。

※ 除去土壌等が飛散・流出するおそれがなく、容器の表面から1mの距離における1cm線量当量率が0.1mSv/時を超えないもの。

(汚染検査)

- 特定汚染土壌等取扱業務を行う作業場の近隣の場所に、汚染検査場所を設け、作業場から労働者が退出するときは、身体、衣服等の装具の汚染検査を行わなければならない。
- 40Bq/cm²を超えた汚染が認められるときは、身体汚染については当該基準以下になるよう洗身等をさせ、装具汚染については取り外す等しなければならない。
- 作業場から持ち出す物品について汚染検査を行い、40Bq/cm²を超えた汚染が認められるときは、持ち出しをしてはならない。

(保護具)

- 高濃度粉じんが発生するおそれがある作業、高濃度汚染土壌等を取り扱う作業のいずれかの作業を行う場合には、防じんマスク、保護衣等の保護具を使用させなければならない。

(喫煙・飲食の禁止)

- 放射性物質を吸入摂取するおそれのある作業場で、喫煙・飲食することを禁止しなければならない。

3. 労働者教育、健康管理措置等

●特定汚染土壌等取扱業務と特定線量下業務に適用

○特定汚染土壌等取扱業務のみ適用

◎2.5 μ Sv/時を超える特定汚染土壌等取扱業務のみ適用

(労働者に対する特別の教育)

●労働者を特定汚染土壌等取扱業務または特定線量下業務に就かせる際、放射線の影響、線量管理、関係法令等について教育を行わなければならない。

※ ①特定汚染土壌等取扱業務、②特定線量業務ごとに分けて要件を定める。

(健康診断)

◎2.5 μ Sv/時を超える場で特定汚染土壌等取扱業務に従事する労働者に対し、作業の雇入れ時、配置替え時と6か月に1回、被ばく歴等の特別健康診断を行い、健康診断個人票を作成して、これを30年間保存するとともに、労働者に通知しなければならない。(5年間保存の後、または当該労働者が離職するときは、指定機関への引渡し可)

◎特別健康診断の結果、放射線による障害等が発生している等の場合、その障害等がなくなるまで、就業上の措置(業務転換、時間の短縮等)を講じなければならない。

(離職者への線量記録等の交付)

●労働者が離職する時又は事業を廃止する時には、労働者の被ばく線量記録と健康診断個人票を厚生労働大臣が指定する機関に引き渡し、労働者にその写しを交付しなければならない。

(健康診断の結果の報告)

◎事業者は、定期の特別健康診断結果について、所轄署長に報告しなければならない。

4. その他

●電離側が適用される放射線業務から除染電離則に規定する特定汚染土壌等取扱業務と特定線量下業務を除く。

●東京電力福島第一原子力発電所で、原子炉施設並びに蒸気タービン及びその附属設備又はその周辺の区域を除き、所内で行われる特定汚染土壌等取扱業務と特定線量下業務は、除染電離則の規定を適用する。

施行期日：平成24年7月1日